

「同一労働同一賃金ホットライン」を開設します！

～新型コロナウイルス対策の雇用形態間格差を是正しよう！～

主催：全国コミュニティ・ユニオン連合会（全国ユニオン）

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇格差を禁止する法律が、今年4月1日から施行されます。

いわゆる「働き方改革」によって、同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示されていますが、今回のようなウイルス対策はまったく念頭にされていません。

しかし、ウイルス対策での雇用形態による格差は、そのまま生命と健康による格差につながり許されるものではありません。

同一労働同一賃金の徹底とともに、新型コロナウイルス対策の格差是正を求めていきます。

【日程】

3月7日（土）～8日（日）10～20時

【場所】

ユニオン運動センター会議室（〒151-0053 東京都渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミノシマビル2階 ユニオン運動センター内）

【電話】

050-5808-9835

【現在寄せられている相談事例】

事例1. 女性・契約社員：新型コロナウイルスの対策として正社員は在宅での勤務が認められたが、非正規は認められない。

事例2. 女性・パート：新型コロナウイルス対策で社員はテレワークで仕事をするようになった。パートは有給休暇を使って休めと言われている。

事例3. 女性・人材紹介：人材紹介会社を介してホテルで働いている。新型コロナウイルスへの影響で客が減ったので休んでほしいといわれたが、何も保証がない。

以上